

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年7月16日

支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 齋藤 大作

### 1 業務概要

- (1) 業務名 帯広開発建設部用地取得等のための不動産鑑定評価業務
- (2) 業務内容 帯広開発建設部が用地取得等のために必要となる(4)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行う。
- (3) 履行期限 令和8年9月5日(土)から令和9年3月23日(火)まで
- (4) 評価対象地域 依頼する業務の評価対象地域は、次の各号に掲げる地域区分とする。  
管内市町村  
(管内市町村とは、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町である。)

### 2 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること。  
なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写し)

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。
- (5) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (8) 業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- (9) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。
- (10) 平成28年度以降公示日までに一件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。
- (11) 支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (12) 北海道内に営業拠点（本店又は支店等営業所）を有すること。

### 3 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績  
公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針  
評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施 等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4 手続等

- (1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西5条南8丁目

北海道開発局 帯広開発建設部 契約課 上席専門官（調達スタッフ）

電 話：０１５５－２４－３１９８（内線５７４）

電子メール：hkd-ob-shiryo@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和８年７月１６日（木）から令和８年８月３日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から１７時まで。ただし、最終日は１２時までとする。）

イ 交付場所

４(1)に同じ

ウ 交付方法

来庁または電子メール

(3) 申請書類の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和８年８月３日（月）１２時００分まで

イ 提出場所 ４(1)に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

５ その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、４(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。